〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴人は「原判決中、控訴人に関する部分を取消す。被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上、法律上の主張並びに証拠関係は次のとおり付加するほか原判 決事実摘示と同一であるからこれをここに引用する。 (ただし原判決五枚目表五行 目及び七枚目裏七行目から八行目にかけ「相当額を」とあるのを「相当額につき」 と訂正する)

ー 控訴人の主張

本件特別都市下水路事業(以下本件特水事業という)は工場汚水の処理が目的となっているけれども、実際は、工場汚水のみならず、一般下水をも本施設の管渠る入し、その処理場で処理する目的をもつて計画され、かつ施行されたものであるのである、本件特水事業は、区域内の各工場の現在排水量を実地に測定し、これを基準とし、これを基準に表現では一般に下水路事業においては将来の排水量の一倍半を最大流出量とした。といることが通常の設計基準とされているから、右のように設計基準以上の施設と設置したが通常の設計基準とされているからず、一般下水の処理をも見込置していることを示すものである。被控訴人は右の最大流出量の基準が工場汚水のみならず、一般下水の処理をも別のであるとを示すものである。被控訴人は右の最大流出量の基準が工場汚水のみならず、一般下水の処理をもして必要である。被控訴人は右の最大流出量の基準が工場のみによるである。

的としたものでないことを承知していたものである。 右のように本施設は一般公共下水の処理にも利用されることを目的としたものであって、現に木曽川町は本件下水道にし尿を投棄することにより町費を軽減しているのであるから、工場経営者等の受益者のみに対し全事業費の四分の一を負担させることは不公平かつ、不合理である。したがつて受益者の負担部分につき軽減措置を講ずるのが相当である。

以上の事由により控訴人が町長としてなした本件公金支出行為は公益上の必要のためになしたものであるから、地方自治法二三二条の二所定の「公益上必要ある場合」に該ることが明らかである。

二被控訴人の主張

(一) 本施設は愛知県尾西特別都市水利事業計画及び目論見書に記載されているとおり、工場専用排水路として建設されたことが明白である。若し、将来一般公共下水に利用することが計画されていたのであれば、当然に区域内の尾西、一宮、木曽川の二市一町の処理対象人口とその発展状況とを年次別に推定して計画汚水量の流量を算定し、これを基礎とすべきであるのに、本件計画においては区域内の工場の排水量のみを基礎として計画している。最大流出量が工場汚水の将来排水量の三

(三) 木曽川町においては、現在本件特水事業の施設は一般公共下水の処理のために使用されておらず、また使用することも不可能である。したがつて本件特水事業のために前記負担金以上の公金を支出することは地方自治法二三二条の二に違反するものである。

三 証拠関係(省略)

〇 理由

被控訴人が木曽川町の住民であり、控訴人が昭和三八年四月より同四六年四月 まで木曽川町長の職にあつたこと、尾西地方特別都市下水路事業管理組合(以下特水組合という)が本件特水事業を執行するために尾西市、一宮市、木曽川町の二市 一町により設立された特別地方公共団体であつて、その事業は右二市一町内の一定 区域(排水区域)内にある紡績又は染色整理の工場、その他汚水を排出する工場よ り排出される汚水を処理するため下水道及び汚水処理場を築造することを目的とす るものであること、本件特水事業に要する費用は国庫補助、県費補助、市町分担金 及び受益者負担金によつて賄われ、その各金額の割合は各総額の四分の一と定めら れ、受益者は昭和三六年三月二五日建設省令第六号「尾西・一宮・木曽川都市計画特別都市下水路事業受益者負担に関する省令」(以下省令という)二条により前記排水区域内にある紡績又は染色整理の工場、その他の汚水を排出する工場の経営者 とされていること、特木組合の管理者(以下管理者という)は事業の執行年度ごと に受益者に対して負担金を賦課し、各受益者の年度ごとの負担金の額は、その属す る負担区の当該年度の事業費に四分の一を乗じて得た額を、その受益者に係る工場の計画排水量に比例し配分した額とされ(省令六条一項)、管理者は負担金を賦課しようとするときは、各受益者に対し、その納付すべき当該年度の負担金の額、納期及び納付の場所を告知しなければならない(同七条)こと、木曽川町は、特水組合との間の「尾西地方特別都市下水路事業受益者負担金の徴収事務委託に関する規格というとはまずままり出来の場合を表します。 約(以下委託規約という)に基づき、特水組合が省令七条の規定に基づき木曽川町 区域内の受益者に告知した負担金の徴収に関する事務の委託を受け(委託規約-条)、管理者が受益者に対し負担金を賦課し、木曽川町へ徴収簿を送付したときは 同町長は右の負担額を受益者から徴収し、指定期限内に管理者に納付すべきものと されている(同二条)ことはいずれも当事者間に争いがない。 二 成立に争いのない甲第四、第五号証、第九、第一〇号証の各一ないし三、第一 -ないし第一三号証の各一ないし四、第一四号証の一ないし七、乙第五号証の一な

一 成立に争いのない中第四、第五号証、第九、第一〇号証の各一ないし三、第一一ないし第一三号証の各一ないし四、第一四号証の一ないし七、乙第五号証の一ないし四、第六号証の各一、二、原審証人Aの証言により真正に成立したと認められる乙第三号証、原審証人B、同C(第一、二回)、同A、同Dの各証言、原審における被控訴人、同相被告末曽川町長E、同Dの各本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によると、次の事実が認められ、右認定に反する証拠はない。

(一) 本件特水事業の前身としてこれに類似する事業が、昭和三二年ころより尾西市・一宮市を主体として、昭和三四年ころより一宮市・木曽川町を主体として行われていたところ、昭和三六年、右二つの事業が合体して本件特水事業となつた。 (二) 特水組合から受益者負担金徴収事務の委託を受けていた木曽川町は、昭和四一年度第三、四半期までは受益者負担金の全額を徴収していたが、その頃同町区域内の受益者から(以下同町受益者という)同町に対し、負担金が増大し負担加重となつてきたので、当時尾西市、一宮市においてとられているように負担金を一部減額してほしい旨要請がなされた。そこで、当時、同町長であつた控訴人は右要請 (三) 次いで控訴人は前同様の趣旨により昭和四三年四月二五日までに昭和四二年度分同町受益者負担金の二割に相当する金九七六万四四九七円を、同四四年三月末日までに昭和四三年度分同町受益者負担金の三割に相当する金一四九万〇四九五円を、昭和四五年四月二六日までに昭和四四年度分同町受益者負担金の三割納る金一四七一万六四七九円を木曽川町財政より公金を支出して特水組合に納付するとともに同町受益者から右の各金額を徴収しなかつた(木曽川町財政より)を公金が支出され特水組合に納付されたことは当事者間に争いがおり、本曽川町財政より前記一及び二の事実によると、本件特水事業は尾西市、木曽川町より、本曽川町大の一大・大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町でに、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、

四 控訴人は、本件特水事業は工場汚水の処理が目的となつているけれども、それは国や県の補助金を獲得するための表面上のものであり、実際は工場汚水のみなしていたものであると主張する。しかし、右主張にそう当審証人F(第一、二回)ないたものであると主張する。しかし、右主張にそう当審証人F(第一、二回)ないにものであると主張する。しかし、右主張にそう当審証人F(第一、二回)ないに右主張事実を認めるに足りる証拠はないで表していたがら、本体特水事業において設計基準以上の太処理場の設置がしました。ないばかりでなく、本施設は工場汚水のみならず一般下水の処理をも目的といなで記述が増加したため、古の結果においての事実を認めるに足りる確認が増加したため、おいばかりでなく、却つて当審証人Cの証言(第一回)及び当審したが必要におけるが当かられて当審によれば、本施設によれるよび、工場汚水の排出量が増加したため、特本をは受益者に対し排水規制を行ったことが認められ、とずのよりにあるが増加したため、特本をは受益者に対し排水規制を行ったことが認められての非正によれば、本施設は工場汚水の排水量のみを基礎として計れるとが予定されていたものと認めることにできない。

更に控訴人は、木曽川町はし尿を本件下水道に投棄していたと主張するけれども、本件公金支出当時、本施設にし尿が投入されていたことを認めるに足りる証拠はない。もつとも、当審証人Cの証言及びこれにより真正に成立したと認められる乙第一四号証によれば、木曽川町は昭和四六年以降同町のし尿を本施設に投入していることが認められるけれども、他方、右証拠及び当審における被控訴本人尋問の結果によれば、右のし尿投入はバクテリヤを繁殖させて工場汚水を浄化するための方法としてなされたものであつて、し尿処理自体を目的としたものではなかつたこと及び木曽川町は特水組合に対し右し尿投入につき委託料を支払つていることが認めら

れるから、右し尿投入の事実があるからといつて本件特水事業が工場汚水の処理のみのためではないということはできない。

以上のとおりであるから、本件特水事業が一般下水の処理をも目的とし公益上必要なものであるから、本件事業の民間負担金を工場等の受益者のみに負わせることは不公平かつ不合理であつて、控訴人が右受益者の負担軽減のために本件公金を支出したことは地方自治法二三二条の二の「公益上必要ある場合」に該るから適法である旨の控訴人の主張は採用できない。

五 そうすると、控訴人が木曽川町長としてなした本件公金支出は法令の根拠に基づかない違法な行為であるといわざるをえず、右支出につき木曽川町議会の議決を得ている(この事実は当事者間に争いがない)からといつて右の違法が治癒されると解することはできない。したがつて、控訴人は木曽川町に対し故意又は過失により右支出の日から右支出金額に相当する金員が同町に納付されるまで右金員に対する年五分の割合による損害を与えたことになるから、同町に対し右損害を賠償すべき義務がある。

よって被控訴人が地方自治法二四二条の二第一項四号に基づき木曽川町に代位して 控訴人に対してなす本訴請求は理由があり、これを認容した原判決は相当であるか ら本件控訴を棄却することとし、民訴法八九条、九五条を適用して主文のとおり判 決する。

(裁判官 秦 不二雄 三浦伊佐雄 高橋爽一郎)